

亀山サステナブルファーマー認証制度

制度の目的

法人が行う持続可能かつ高付加価値な農業の取組を奨励し、経営意欲の喚起を図ります。
このことにより、生産性の高い稼げる農業の展開を促進し、経営規模の拡大や雇用就農の増加による農業の活性化につなげることを目的としています。

制度の内容

亀山サステナブルファーマー認証（K S F 認証）制度は、農業経営において持続可能かつ高付加価値な取組を行う法人を認証する制度です。また、一定以上の取組を行う法人に交付金を交付します。

応募受付期間

令和4年11月1日(火) 8時30分から
令和4年12月9日(金) 17時まで

取組項目

担い手確保

役員の他に従業員を雇用していること
女性従業員の割合が4割以上であること
50歳未満の従業員が5割以上であること
障がい者を雇用していること



経営改善

農産物の加工・販売に取り組んでいること
GAP認証を取得していること
スマート農業に取り組んでいること
農産物等のインターネット販売に取り組んでいること



環境負荷低減

「みえの安心食材表示制度」の認証を受けていること
再生可能エネルギーを利用していること



認証取得のメリット

認証を取得した場合、右記のメリットが得られます。

- (1) 表彰式での表彰、認証書の交付
- (2) 認証マークの使用による販売促進
- (3) 市ホームページ、SNSなど各種媒体での情報発信
- (4) 社会的評価の向上
- (5) 職場の雰囲気・意欲の向上など

取組項目

	点数	
担い手確保	役員の他に従業員を雇用していること	1
	女性従業員の割合が4割以上であること	3
	50歳未満の従業員が5割以上であること	3
	障がい者を雇用していること	2
経営改善	農産物の加工・販売に取り組んでいること	1
	GAP認証を取得していること	2
	スマート農業に取り組んでいること	3
	農産物等のインターネット販売に取り組んでいること	2
環境負荷低減	「みえの安心食材表示制度」の認証を受けていること	1
	再生可能エネルギーを利用していること	2

認証及び交付金

左記に掲げる項目の内、自社に該当する項目の点数の合計に応じて認証及び交付金を交付します。

(1) K S F 認証

点数が7点以上のときに認証書を交付します。

(2) 交付金

交付金は、7点を上回った点数1点につき5万円を交付します。

(例) 合計点10点の場合

(10点 - 7点) × 5万円 = 15万円

応募資格

市内で農産物を生産する法人で、以下の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 主たる事業が農業であること
直近3か年における農業における売上高が、同3か年における法人の事業全体の売上高の過半をしめていること
- (2) 法人が営農している市内の農地の所有権又は利用権を交付対象者または法人の役員が有していること
- (3) 上記取組項目のうち、自社に該当する取組項目の点数の合計が7点以上であること
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 代表者等が、亀山市暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと又はこれらの者が直接的若しくは間接的に経営に関与していないこと
- (6) 労働に関する法令等に関し、重大な違反がないこと
- (7) 公序良俗に反する事業を行っていないこと

審査の流れ

担当部署において、申請書及び添付書類による書類審査にて審査します。

- (1) 書類審査 : 12月下旬頃
- (2) 認証法人決定 : 1月上旬頃
- (3) 表彰式 : 2月下旬頃

審査結果の通知

審査結果は、担当部署から応募者に対してお知らせします。

認証対象からの除外、認証の取消等

申請者が応募資格を満たしていないと判断されるときは、認証対象から除外します。

また、認証書や交付金の交付後であっても、認証の取消や交付金の返還を求めることがあります。

応募方法

担当部署に持参または郵送で提出してください。

- (1) 応募受付期間
令和4年11月1日(火) 8時30分から令和4年12月9日(金) 17時まで
- (2) 応募書類
① 認証申請書 (様式第1号) 【1部】 ※その他、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
② 認証申請調書 (様式第2号) 【1部】 ※添付資料は、亀山サステナブルファーマー認証制度実施要領に記載のあるものとし、原則A4サイズとします。
③ 誓約書 (様式第3号) 【1部】 ※書類に不備等がある場合、修正または再提出を求めることがあります。
④ 添付資料 【1部】 ※応募書類は返却しません。必要に応じて写しをとってください。
※応募用紙は、担当部署の窓口にて配布するほか、市ホームページから様式をダウンロードして記入してください。
※ご提出いただいた書類は、本事業内でのみ利用し、他の目的には使用しません。
- (3) 担当部署
〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市産業環境部農林振興課農林政策グループ TEL 0595-84-5068 FAX 0595-82-9669